

令和7年度 第5回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による

2. 日 時 令和7年8月8日 午後1時30分

3. 場 所 農業研修センター「ろくじ館」

4. 議 題 議案第19号 農地法第3条許可申請書審議について
議案第20号 農地法第5条許可申請書審議について
議案第21号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見の聴取について（諮問）

5. その他

6. 出席委員

農業委員

1番 本田 和登	2番 奥村 恒代	3番 本田真由美
4番 上田 一之	5番 坂本 秀孝	6番 井本久美子
7番 外村 和彦	8番 野口 拓哉	9番 永野 健一
10番 井芹 康雄	11番 緒方 知治	12番 田端 孝士
14番 岡本 篤幸		

農地利用最適化推進委員

田上 菊夫	井上 聖	田上 安幸	亀澤 英治	井上 誠也
後藤 孝一	草場竜一郎	本田 廣正	緒方 満之	上村 敦之

7. 欠席委員

農業委員

13番 赤星 龍己

農地利用最適化推進委員

なし

8. 議事録署名人

9番 永野 健一

10番 井芹 康雄

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 上古閑一徳

事務局職員 美濃田知也、川端 励志、小山 美伸

会 議

1. 開 会

事務局長 皆さん、こんにちは。それでは、定刻になりましたので、総会を始めたいと思います。

まずは総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は13名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、ただいまから令和7年度第5回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

2. 会長あいさつ

事務局長 岡本会長に御挨拶をお願いいたします。

会 長 皆様、こんにちは。最近は、特に大きいビッグニュースが届いております。皆様、既に御承知だと思いますが、関税の関係で、赤澤大臣がじっくりとアメリカのほうに出向きまして、詰めたところで、今日のお昼のニュースを見られた方もあるかと思いますが、そうだったということで、それは向こうの事務的なミスだったという話で収まるような言い方をしています。

それと、自動車関税についても15%にするというようなところ、これも同時に大統領令でしてはというふうな内容で決着するようありますが、詳細はいずれにしても定かではありませんので、お互いに注視をしてまいりたいと思います。

それと、今の国会では、一番の今の問題は主にお米の関係ですね。私たちに關係あるものといいますと、お米を増産するのかしないのかということで、非常に党内でももめております。農水省も需給見通しの誤りを認めながら、それを増産という形を盛り込むのか盛り込まないのかという形で非常に揉めておりますが、恐らく今日の総会の中でもこの点は論点かと思います。そういう状況にあります。

ここ二、三日、夕立が来まして、朝夕よほどしのぎやすくなりまして、農作物にとっても非常に恵みの雨ではなかったかと思います。この後、米の収穫まで無事天候が安定していくところを願いたいと思います。

それと、これは先月の末ですが、東京の日本農業会議から部長のほうが見えまして、熊本県農業会議の会長、事務局長、それと担当者合わせて、甲佐町役場のほう

にお見えになりました。

一つは、口を酸っぱく言っておりますが、農業新聞の購読依頼ですね。甲佐は月に30何%の世界でありましたので、ぜひお願ひしますという内容で、非常に要請をされてきました。うちもちょうど農業委員の改選時期でありましたので、改選直後だからですね、数量は数量ということで、今回新しくなられた方には拝読をお願いしますからということで、そういうことで回答しておりますので、今月ぐらいまで、必ず新聞購読の申し込みを出していただきたいと思います。

それと、今日は会議終了後、非農地じゃなくして遊休農地の調査の関係を事務局より説明します。タブレット端末機の操作を含めて調査報告を説明してまいります。それと、毎月の報告、皆さんに出していただきます定例の報告、この関係ですね、記載等についても事務局より説明をしてまいりますので、あとは会議を効率的に進めながら、それらを含めて懇親会がありますので、よろしくお願ひをしながら、簡単ではありますが御挨拶といたします。よろしくお願ひします。

事務局長 ありがとうございます。

3. 議事録署名委員の指名

事務局長 それでは、議事録署名委員の指名をお願いします。

会長 それでは、本日は9番委員の永野健一委員と、それから10番委員の井芹康雄委員にお願いをいたします。

4. 議題

事務局長 それでは、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、会議規則第4条の規定に基づき会長にお願いします。

会長 それでは、早速、議案審議に入れます。

議案第19号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題といたします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは1ページをお願いします。議案第19号、農地法第3条許可申請書審議について。農地法第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請がありましたので、許可の決定について意見を求めるものです。令和7年8月8日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上になります。

会長 それでは審議に入りたいと思います。

2ページをお願いいたします。番号2番について審議したいと思います。

では、4番委員の上田委員から説明をお願いします。

○4番 4番委員の上田です。では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会長

それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願ひします。

事務局

それでは説明いたします。3ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地は赤色の部分です。こちらに県道今吉野甲佐線が走っております。こちらに熊本南カントリークラブさんがございます。今回の申請地は、熊本南カントリークラブさんから東へ約165メートルのところに1筆ございます。

場所の説明以上です。

会長

それでは続きまして、4番委員の上田委員から農地の所有権移転（有償）について、農地法上問題がないか、説明をお願いします。

○4番

4番委員の上田です。

今回の申請は、譲受人が譲渡人に農地の売買について相談され、譲渡人からの承諾が得られたので申請となりました。それでは、申請された内容を農地法に照らし問題がないか説明します。お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」を御覧ください。

①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は300日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会長

現地調査を行っております。8番委員の野口委員から説明をお願いします。

○8番

8番委員の野口です。

先月7月25日に、岡本会長と7番委員の外村委員、事務局で現地調査を行いました。

申請されている農地は大字船津字島田に1筆あります。申請地には花木（柳）、花ナスビの栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会長

ただいま8番委員の野口委員から現地調査の報告、4番委員の上田委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問はないようでございます。それでは採決を行います。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1番については原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、番号2番について審議したいと思いますが、番号2番の申請内容につきましては事務局より事前の説明がありますので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

会長ありがとうございます。番号2番の申請内容について、審議に入る前に事前に御説明いたします。

まず、議案書の2ページを御覧いただきたいんですが、議案書の2ページで、譲受人の方の耕作面積につきまして今回はなし、ゼロと記載していますが、実際は耕作できない譲渡人さんに代わって8年前より耕作をされています。農地を譲り受ける手続を正式にされたいと譲受人の方がお考えでしたので、以前は農地を、そうお考えだったんですけども、以前は農地を譲り受ける方が5反以上の面積を耕作していることが条件だったので申請されないままだったようです。

農地法の改正がありまして5反要件がなくなりましたので、今回申請されることとなりました。実際、農地を譲り受ける正式な手續は今回が初めてですので、耕作面積は現時点ではなしと記載しています。

前のスクリーンにも上げているんですけれども、譲受人の方は熊本市内で病院を開院されていらっしゃる医師です。譲渡人が病院の患者さんとして通院されていらっしゃいまして、持病があるので自分では農業ができないということで、主治医である譲受人の■■先生のほうに農地を受け取ってくれないかということで御相談をされたということでした。

譲受人はお医者さんをされながら水曜日と木曜日は午前中は診察、金曜日は患者さんが少ないとときは早めに病院を閉められて、土日も農業をするために甲佐に来ておられます。

こちらが申請土地の地図ではあるんですけども、申請地の横のところに黄色で書いてあるんですけど倉庫をお持ちで、ここが申請土地の端っこになるんですが、こちらに私がお伺いしたところ先生が実際にいらっしゃいまして、農機具等もいろいろお持ちでいらっしゃいました。

軽トラックがあつて横に運搬車もお持ちです。申請土地のところに、こういうコンテナの中にも農機具類をお持ちということでいらっしゃいました。

事務局からの事前説明は以上です。

会 長

ただいま事前に事務局から、譲り受けられる■■先生について、80歳ということと農地を持っていないという事で皆さんに疑念に持たれる部分があったかと思いますので、事務局から事前に説明をしたところです。

それでは、申請番号2番についてを審議したいと思います。

12番委員の田端委員から説明をお願いします。

○12番 12番委員の田端です。それでは説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。4ページにも地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分です。こちらに県道嘉島甲佐線が走っておりまして、JA上益城本所、田口橋がございます。今回の申請地は、こちら田口橋から北東へ約590メートルのところに、圏内に10筆、このように点在しております。

場所の説明は以上です。

会長 続きまして、12番委員の田端委員から農地の所有権移転（有償）について、農地法上問題がないか、説明をお願いします。

○12番 12番委員の田端です。

今回の申請は、申請人が相手方に農地の売買について相談され、了承を得られたので申請となりました。それでは、申請された内容を農地法に照らし問題がないか説明します。お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」ですが、今回は非農家になります。

①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会長 次に、現地調査を行っております。7番委員の外村委員から説明をお願いします。

○7番 7番委員の外村です。

先月7月25日に、岡本会長、8番委員の野口委員、事務局で現地調査を行いました。

申請されている農地は大字白旗字山出に1筆、大字白旗字園田に3筆、大字白旗字村下に6筆の合計10筆あります。

申請地には、水稻、栗、ミカン、野菜の栽培を計画されており、周囲の営農に支

障を来すおそれのないことを報告いたします。

以上です。

会長 ただいま、7番委員の外村委員から現地調査の報告、また12番委員の田端委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明があつたところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

○9番 ちょっと聞いていいですか。これは登記のほうはどうやつたですか。

会長 事務局。

事務局 実際、8年ほど前からも耕作はされていました、そのときに仮登記の状態まではお済ということでした。

○9番 なら、まだできちやいない。

事務局 はい。

会長 いいですか。

○9番 はい。

会長 そのほかに何か御意見。

坂本委員。

○5番 年齢が80歳ということで、1町以上という面積を一人で管理できよつとかなと思って、ちょっと心配になつて。

会長 事務局、どうぞ。

事務局 事務局から説明いたします。

奥様もいらっしゃいまして、大体お二人でいらっしゃっているということでした。御自身が、もし、農業が、高齢ではありますので、将来的な部分では、できなくなつたら息子さんもいらっしゃるので、息子さんに譲つていきたいというふうにお考えということでした。

○5番 先ほど農器具あたりもそろつてはいるということで、コンバインとかトラクターとかはちゃんと持ついらっしゃるということですね。

事務局 はい。

○5番 はい、いいです。

会長 上村委員、何かよかつたらお願ひします。

あ、山出、上村さんが詳しいですから。

○推進委員 実際のところはですね、山出の法人が管理しております。田についてはですね。耕作は8年か10年ぐらいずっとこの●●さんから借りて。私もてれっとしとつともんだけん、契約ばしとらんだったもんだけんですね。

今は、■■先生が借り上げて管理というところですが、それもまだ、今んとこまだ、現在もまだそのまんまで耕作しとります。田と大豆は植わっております。

だけん、まだこれから先生と賃借権の設定ばせなんかなとは思つようところです

けど、まだこれできたばっかりで、はい。

○7番 田んぼの植えて無かったのは、なら、そっちでしとなつとでしょう。全部植えちゃあとですか。

○推進委員 全部植えちゃあです。田と大豆と麦は。

○7番 2枚ぐらいこの間なんか植えてなかつたかな。

○推進委員 ああ、大豆の芽が出とらんところです、たしか。

会長 先生もですね、歳は80やけど、リフトに乗ったり、フォークリフト乗ったり、いろいろ仕事をされる。私の目の前だからやつちやるけど、土日も来てからですね。

○推進委員 確かに、ほとんど。奥さんじやなかです一緒に来られていいいるのは、従業員です。奥さんは虫ば好かんけん、絶対来ません。

会長 裏山からなんか開墾して。

○推進委員 お宮の山とかですね、紐とかで草切ってからちゃんときれいにしてある。

○7番 たいぎやぴしゃりしてあつたですよ、あん、広かところば。

○推進委員 そうでしょ。だけん、ほとんど従業員さんと二人で来てから紐切りばしよんなはるけんですね。

会長 内容は大体そういう内容になっておりますので、問題はないと思います。

○推進委員 田は今のところまだ管理しとります、こっちで。ヤミですけど。

会長 ほかに何かないですかね。

なければ採決を行いたいと思います。

許可することに賛成する方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号2番につきましては原案どおり許可することに決定いたします。

それでは、続きまして、議案第20号、農地法第5条許可申請書審議についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局長 それでは、5ページをお願いします。議案第20号、農地法第5条許可申請書審議について。

農地法第5条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請がありましたので、意見の決定を求めるものでございます。

令和7年8月8日提出、甲佐町農業委員会会長名でございます。

以上になります。

会長 ありがとうございました。それでは、6ページをお願いします。

議案第20号、農地法第5条許可申請書審議調書の番号1番と2番は同一事業による転用申請ですので、一緒に審議したいと思います。

それでは、1番委員の本田委員から説明をお願いします。

○1番 1番委員の本田です。それでは、番号1番、2番について説明いたします。

(申請人の状況・譲受人の状況・申請土地の状況・転用の目的・契約の種類・転用の理由を読み上げ)

以上で説明を終わります。

会長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 御説明申し上げたいと思います。お手元の資料7ページに地図はつけておりますけれども、前のスクリーンで御説明申し上げたいと思います。

まず左のほう、こちらに国道443号、緑川団地、それと龍野小学校が上のほうにございまして、赤く示しておりますのが今回の申請地です。そして、先ほど本田委員から説明がありました既存施設がこの黄色で囲った場所でございます。

場所につきましては以上でございます。

会長 続きまして、転用申請に係る可否の判断について、1番委員の本田委員から説明をお願いします。

○1番 1番委員の本田です。それでは説明いたします。

今回の申請は事業の拡大に伴い既存施設が手狭になったために転用申請をするものです。

転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明いたします。それでは、お手元のラミネート資料の「転用申請に係る可否の判断」を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、土地改良法による換地処分が行われているため、第1種農地に該当します。

②については、第1種農地の転用は「原則として許可することができない」とされておりますが、作業効率の面からすると既存施設の近くには、ほかに適地はないため、例外的に転用は可能だと思います。

③については、残高証明書も添付されているため、事業の実現性については問題ないと思われます。

④については、土砂の流出やのり面の崩壊には十分気をつけて造成を行うとされているため、周囲の営農に支障を及ぼすおそれはないと思われます。

⑤については、問題ないと思われます。

⑥については、今回の申請は仮設工作物でないので該当しません。

以上で説明を終わります。

会長 現地調査を行っております。8番委員の野口委員から説明をお願いします。

○8番 8番委員の野口です。

先月の7月25日に、岡本会長、外村委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は、大字下横田字九折島にある集落に接した農地3筆で、第1種農地に該当すると思いますが、ほかに適地はないため、転用は例外的に可能だと思います。

会長　　ただいま野口委員から現地調査の報告、また、1番委員の本田委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号のロに該当するものの、他に適地はなく例外的に転用は可能と判断するとの説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何かございませんか。
それでは、質問はないようでございます。

それでは、採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

それでは、番号1番、2番につきましては、当農業委員会としましては許可相当の意見を付して県のほうへ送付してまいります。

続きまして、審議調書の番号3番を審議したいと思います。

それでは、8番委員の野口委員から説明をお願いします。

○8番　　8番委員の野口です。それでは、番号3番について説明いたします。

(申請人の状況・譲受人の状況・申請土地の状況・転用の目的・契約の種類・転用の理由を読み上げ)

以上です。

会長　　それでは、続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局　　説明いたしたいと思います。お手元の資料の8ページに地図はおつけしておりますが、前のスクリーンのほうで御説明申し上げます。

まず、下のほうから国道443号線です。こちらが白旗グラウンド、それと、こちらがアクセスケーブルさん。赤く示しておりますのが今回の申請地でございます。こちらのほうに白岩産業団地としてありますが、こちらは御船地内になります。

場所については以上でございます。

会長　　続きまして、転用申請に係る可否の判断について、8番委員の野口委員から説明をお願いします。

○8番　　8番委員の野口です。それでは説明します。

今回の申請は、食品加工場（ライスセンター）を建設するために転用申請をするものです。

転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし問題がないかどうか説明します。

それでは、お手元のラミネートの資料の「転用申請に係る可否の判断」を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としまし

ては、土地改良法による換地処分が行われ、広がりも10ヘクタール以上あるため、第1種農地に該当します。

②については、第1種農地の転用は「原則として許可をすることができない」とされておりますが、例外規定の「その地域で生産される農産物の加工施設」であり、ほかに適地もないため、例外的に転用は可能だと思います。

③については、残高証明書も添付されているため、事業の実現性については問題ないと思います。

④については、土砂の流出やのり面崩壊防止のため、周囲に空洞ブロックを設置するとされているため、周囲の営農に支障を及ぼすおそれはないと思われます。

⑤については、問題ないと思われます。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

会長 現地調査を行っております。7番委員の外村委員から説明をお願いします。

○7番 7番委員の外村です。

先月の7月25日に、岡本会長、野口委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は、大字早川字蓮町にある集落に接した農地1筆で、第1種農地に該当すると思いますが、農産物加工施設でありほかに適地はないと思われるため、転用は例外的に可能だと思います。

以上です。

会長 ただいま外村委員から現地調査の報告、また、8番委員の野口委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号のロに該当するものの、他に適地はなく例外的に転用は可能と判断するとの説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か御意見はございませんか。

それでは、意見がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号3番につきましては、当農業委員会としましては許可相当の意見をつけて県のほうへ送付してまいります。

続きまして、審議調書の番号4番を審議したいと思います。

それでは、6番委員の井本委員から説明をお願いします。

○6番 6番委員の井本です。それでは、番号4番について説明いたします。

(申請人の状況・譲受人の状況・申請土地の状況・転用の目的・契約の種類・転用の理由を読み上げ)

以上です。

- 会長 それでは、続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。
- 事務局 お手元の資料の9ページに資料を添付しておりますけれども、前のほうで説明させていただきたいと思います。
- まず、赤く示しているのが今回の申請地で、右から県道宇土甲佐線がこのように通っておりまして、田原の集落、そして、県道の今吉野甲佐線、小川嘉島線がこのように通っております。右下にグリーンセンター。それと、黄色で囲んでおりますが今御説明がありました貸資材置場、ここが手狭になったため、こちらのほうにまた広げたいということで今回申請が上がっております。
- 場所については以上でございます。
- 会長 続きまして、転用申請に係る可否の判断について、6番委員の井本委員から御説明をお願いします。
- 6番 6番委員の井本です。それでは説明します。
- 今回の申請は、現在貸し付けている資材置場が手狭になったために転用申請をするものです。転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし問題がないかどうか説明します。それでは、お手元のラミネートの資料の「転用申請に係る可否の判断」を御覧ください。
- ①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、広がりが10ヘクタール以下で、農業公共投資の対象となっていない農地であるため、第2種農地に該当します。
- ②については、第2種農地の転用は「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合には原則として許可をすることはできない」とされておりますが、既存施設と一体的に使用するためには、ほかに適地はないため、例外的に転用は可能だと思います。
- ③については、残高証明書も添付されているため、事業の実現性については問題ないと思います。
- ④については、土砂の流出防止のため、必要に応じてコンクリートブロックを設置するとされているため、周囲の営農に支障を及ぼすおそれはないと思われます。
- ⑤については、問題ないと思われます。
- ⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。
- 以上、説明を終わります。
- 会長 現地調査を行っております。8番委員の野口委員から説明をお願いします。
- 8番 8番委員の野口です。
- 先月の7月25日に、岡本会長、外村委員、事務局で現地調査を行いました。
- 申請地は、大字田口字免ノ上にある農地1筆で、第2種農地に該当すると思いま

すが、既存施設と一体的に使用するためにはほかに適地はないため、転用は例外的に可能だと思います。

以上です。

会長 ただいま野口委員から現地調査の報告、また6番委員の井本委員から、転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号のイ及びロのいずれにも該当せず、他に適地はないため、例外的に転用は可能と判断するとの説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

○1番 いいですか。

会長 ちょっと待ってください。本田委員。

○推進委員 いいですか。そっちからいいです。ちょっと私も質問があったから。

○1番 今回の転用理由は資材置場と書いてありますが、譲受人の名義人は個人の名前になっていますね。個人で何か事業されているんですかね。

会長 事務局、どうぞ。

事務局 議案書のほうにお示ししておりますが、貸資材置場です。

○1番 貸し。

事務局 貸し。はい。隣に、若干写っていますが、今も隣に、先ほど位置の説明で、黄色の別筆お示しましたが、そこも貸していらっしゃって、そこが手狭になったのでということで、改めてこちらも購入されて、今貸していらっしゃる企業さんに貸し付けられるということで、5条の転用申請が上がっておりました。

以上です。

会長 本田委員、よろしいですか。

○1番 はい。

会長 本田委員、はい、どうぞ。

○推進委員 ちょっと確認したかったのは、譲受人のね、実家の土地が既に今、電柱資材置場になっているんですね、貸してあるから。そのときには、この奥のほうの今度の譲受人の土地はたしか貸してあったと思うんですよ。それを今度購入されたのかなと思insky。既に。

会長 事務局、分かりますか。

事務局 今、質問おっしゃったのは、以前、過去にこちら転用されたときに、既に今回の譲受人が購入されていたんじゃないかなと……。

○推進委員 いや、購入やなくて貸し付けてね、ここも借りますよということで、最初貸付けがあって今回購入になったんじゃないかなというのを聞きたかったんです。

事務局 いや、そういう話は……。

○推進委員 たしか前回見に行ったでしょう、そこ。

- 7番 前回、一遍上がったですね。そのときは転用というところだったでしょう。
- 推進委員 そうそうそう。だから、要するにこの譲受人の実家の土地が、一番最初に電柱とかあるんですね、実家の土地が。その奥のほうに曲がって、もう一度狭いのがあって、その次のは今度のやつなんだけど、そこも1回ね、貸し付けてたようなあれがあつたと思いますけどという話をしたかったと。それを、要するに今度また購入されたんじゃないかなって話。あつたよね。あれ、認可が下りなかつたんね、そしたら。
- 事務局 いやいや、こちらで転用許可出ました、こちらの話もあつたんですが、まずこちらの完了届、これの提出を代理人さんが失念されとつて、急遽出されて完了したので、次の段階のステップに進んだという。
- 推進委員 遅れたっつことね、その話は。
- 事務局 そうです。
- 推進委員 だから、そのとき私は同時にその話がね、あつたような記憶しとるとですよ、自分で見に行っているから。
- 会長 本田さん、それでよろしいですね。
- 推進委員 いいですよ。
- 会長 外村さん。
- 7番 すみません、事業所のあつて、増やすときは2分の1あら、はいらんとですか、ここ。
- 会長 事務局、どうぞ。
- 事務局 外村委員がおっしゃったとおり既存施設の拡張、これは既存施設の2分の1未満での拡張であれば例外規定の既存施設の拡張という考え方もできるんですが、ここは3,400ぐらいですかね、そして1,900ありますので、既存施設の2分の1には収まらないで、隣で2種農地で有効的に使うためにはここの土地しかないという、ほかに代替地はないということで、例外に該当すると考えられますということを話しています。
- 7番 また分からんごと。
- 12番 おれも分からんかった。
- 事務局 既存施設の拡張という例外があります。例外規定が。それは、今こちらに既存施設があるとしたら、ここの新しく転用する面積はこの既存施設2分の1未満じゃないと駄目です。今回上がっているのは2分の1よりも超えてますので、既存施設の面積よりも小さいんですけれども、2分の1以上の面積があります。
- 7番 うん、そぎやんでしょう。
- 事務局 だから既存施設の拡張という例外規定には当てはまらず、第2種農地の例外規定で、ほかに適当な土地があるならば認められませんということですが、ほかに近く

- ないのでここしかないということで。
- 7番 それ言うのはどぎやん言うたって通るわけたい。なら。俺が説明しようごたるなら、そら、元町長さんの名前がいきとつとじやなかんなっておれは言いたかったみたいな。元は。そして、そぎやんして、既存施設の2分の1以上あつとにそやんがして、その例外で認められるんなら、たいぎやまじや認められるということたいな。
- 事務局 1種農地の既存施設の拡張についてはそうなんですが、第2種農地はほかに、ここ以外に適当なというか、代替地として認められるような土地がなければやむを得ませんと、2種農地はですね。1種農地はそれはないです。
- 7番 すいません、1種と2種のものの境が分からなくて。ほら、この間、半年か1年前に一遍上がったたですよね、そんときまさか2種と1種の変わつとつとじやなかでしょうね。
- 事務局 一緒です。そういうことはありません。
- 7番 だけん、ほら、てつきり町長さんのあっだけん、名前が違うのになと思いつたばってんが。それはなかですね。
- 事務局 ちょっと細かく説明説明いたします。はい。
- 2種農地の根拠というのは、これは県道、こちらにこうやって行っております。県道で、隣接、こちらの農地こちらの農地は分断するというふうに考えられます。そしてここに団地があります。こちら水田地帯の間には山林があります。この広がりが10ヘクタール以下、それと、農業公共投資がなされていません、国の補助事業での整備等々がされていません。そういうたところで、10ヘクタール以下、公共投資がされてないこういった農地につきましては2種農地という扱いです。
- 7番 分かりました。
- 事務局 ここ示しております。既存施設が3,400平米で、こちらが今見ていただくと1,900、2分の1を超える面積なんで、この既存施設の拡張には当たりません。それと、ここを有効的に使いたい、一緒に使いたいということで、ほかにこういったところも検討されましたがここしかなかったと。ここは一体的に隣り合っていますので、一体的に利用できるので、ほかに、例えばこういったところとか、こういったところは飛び地で効率が悪いということで、ほかに適地はない、2種農地の例外でということで、例外規定に合致すると思われますということでございます。
- 7番 分かりました。
- 12番 単純に拡張じゃないですか。
- 事務局 拡張ではありますけれども、既存施設の拡張という概念には当たらないと。
- 12番 概念に。
- 事務局 はい。
- 7番 だけん、近所と一緒にしたい、あそこも2分の1あるばってんが、それもまだほ

かにななかけん、しょんなかけんどうぞというところだけん。だけん、その辺の付度は、おら、また話が戻るばってん、そやんなるわけですたい。そうすると、おどんからするなら。

会長 今、事務局から非農地の拡張じゃないよということで、その理由について、そういった説明がありましたので、恐らく理解を得られたことだと思います。外村委員のほかに何か御意見ありませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは、採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

それでは、番号4番につきましては、当農業委員会としましては許可相当の意見をつけて県のほうへ送付してまいります。

次まで行って休憩したいと思います。

それでは、続きまして、議案第21号、農地中間管理事業の推進に関する法律、第19条第3項の規定による意見の聴取についてを議題といたします。

事務局長から説明をお願します。

事務局長 それでは、10ページをお願いします。

議案第21号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見の聴取について。別紙のとおり諮問がありましたので、意見の決定を求めるものです。

令和7年8月8日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

次の11ページをお願いします。

甲農第746号、令和7年7月23日提出、甲佐町農業委員会会長、岡本篤幸様。甲佐町長、甲斐高士。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による聴取について(諮問)。

農用地利用集積等促進計画について御説明いたします。

農用地利用集積等促進計画につきましては、農地中間管理事業に関する法律第19条第3項の規定により農業委員会に意見を聞くこととなっておりますので、諮問いたします。

今回の計画につきましては、令和7年10月1日貸付け開始分の申請になります。

本日の総会で御審議いただきます農用地利用集積等促進計画については、田が6筆の6,562平米、畑が11筆の1万255平米となります。

委員の皆様に審議していただくのは新規の案件となります。

詳細は事務局から説明いたします。

会長 それでは、12ページをお願いします。議案第21号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による聴取についてを審議いたします。

それでは、番号1番から番号3番までは相手方が同一なので一緒に審議したいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。14ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地は赤色の部分です。こちらに森川健康堂さん、こちらにグリーンセンターがございまして、申請番号1番の申請地は、こちらオレンジ色で囲いをしているところですね。森川健康堂さんから南西へ約750メートルのところに1筆、申請番号1番の申請地がございます。番号2番の申請地につきましては、こちら青色の枠囲いをしているところでございます。森川健康堂さんとグリーンセンターさんの中間地点に14筆、このように点在しています。申請番号3番の申請地につきましては、緑色のこちら囲いがけをしているところでございまして、田口字大原にあります2番の申請地に囲まれたところに1筆ございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号1番から番号3番までの相手方は認定新規農業者で、主に米、栗、カボチャの作付をされています。今回の申請地にも米、栗、カボチャの作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われます。

説明は以上です。

会長 ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

本田委員、どうぞ。

○推進委員 これ、たしか息子が新規就農するんでしょう。

会長 事務局。

事務局 はい。

○推進委員 でよね。今、畑があったけど、ここはただの全部栗畑なんですよ。栗の話は一切なかったわけ。自分の持ち物は。カボチャもしよると、今度する。

会長 事務局。

事務局 米、栗、カボチャをされています。

○推進委員1 カボチャを。

事務局 はい。

○推進委員1 どこで、畑で。それを知りたかと、今カボチャという話が出たから。

- 事務局 畑でカボチャを作付される予定というふうに伺っております。
- 推進委員1 そしたら、一番上と一番下の2枚だけね。
- 事務局 申請番号2番の方……。
- 推進委員1 現地調査に行かれたときに、ほとんど栗畠でありませんでした。
- 事務局 ほとんど栗畠です。
- 推進委員1 ほとんどが。
- 事務局 はい。
- 推進委員1 ね。そこにカボチャを植えるってこと。
- 事務局 いえいえ、栗が植わっているところは栗をそのまま作付されて、畠はカボチャを植える。
- 推進委員1 うん、だけん、畠をこの中にしたらね、二つしかないんじゃない。一番上のやつと一番下のやつかなって思って話を聞きたかったと。
- 事務局 はい、栗が植わっているところ以外だったと思います。
- 7番 これは乙女団地となつとうがってんが、機械のほうは持つとらすとですか。
- 推進委員1 うん、機械は持っています。今もしよらすけん。一つ、親戚のを借りてしょらす。機械はあります。
- これね、何で乙女団地になっているかというのは、地震で本宅が住めないとですよ。あります。ただ、修復も何もしてないけん、危ないから住めないんですよ。だから乙女団地と書いてあります。
- 会長 本田さん、そのほか何か。
- 推進委員1 そのほかいいです。いや、さっきね、要するにカボチャという話やったけんね、カボチャばどこに植えるとかなと思ってね。ほとんどここにあつとの栗畠だけん。
- 会長 だから、事務局が書いたのでよろしいですか。
- 推進委員1 うん。いや、よそから借りた分のね、一番上、これ一番上のやつと一番下のやつね、じゃないかなという話を今しょったと。そういうことです。
- 会長 はい。
- 推進委員2 私からよかですか。労働力はお父さんに当たられる、どこの人。
- 推進委員1 これですか。
- 7番 息子さんでしょう。
- 推進委員1 ▲▲さん。
- 推進委員2 ▲▲さん。
- 推進委員1 ▲▲さんはおやじです。結局、●●さんのほうは■■も亡くなっています。私が1つ上だったんですけど、早く。だから、これじいちゃんの名義なんです、全部。だから、この人からしたらじいさんになります。
- 推進委員2 じいさんのを……。

- 推進委員 1 名義です。
- 推進委員 2 孫が作るっていう。
- 推進委員 1 だから、じいさんの孫が今度新規就農するという格好になりますね。
- 推進委員 2 じいちゃんもお手伝いしながらということですか。
- 推進委員 1 じいちゃん亡くなられました。
- 推進委員 2 この人。
- 推進委員 1 うん。
- 事務局 ▲▲さんがおじいちゃんです。
- 推進委員 1 おじいちゃんです。
- 推進委員 2 ●●さんというのは。
- 推進委員 1 ●●さんの旦那は大分前に亡くなっています。
- 推進委員 2 ●●さんというのは女性なんですか。
- 推進委員 1 そうです。
- 推進委員 2 女性のお母さん。お母さんですか。
- 事務局 はい、お母さんです。
- 推進委員 2 お母さんも労働力としては……。
- 事務局 はい。
- 推進委員 1 はい、すごいです。すごいです、頑張って。
- 推進委員 2 そうすると、息子さんの奥さん……。
- 推進委員 1 その息子さんです。
- 会長 そこのつながりは間違いないですね。
- 事務局 はい。
- 会長 どうぞ。
- 1番 申請人と譲受人は親子ということですけど、契約の種類は賃借権設定と書いてあるんですけど、その、賃借権設定する理由は何かあつですかね。
- 事務局 2番がお母さんなんですよね、2番の出し手の方がお母さん。
- 1番 お母さんと子供だろ。
- 事務局 使用貸借権なので賃借ではないです。使用貸借権設定です。
- 1番 親子でしょう。
- 事務局 はい。
- 1番 賃借権設定と書いてあるから、理由が。なんで親子で賃借権設定かなと思って。なんか理由があるとかなと思って。
- 事務局 いえ、使用貸借権設定と書いてあります。3番が耕作賃借権設定なんですけど、1番と2番は使用貸借権なのでゼロです、お金は。金銭はやり取りはないです。
- 1番 相続とか贈与とかいろいろあるでしょうが。なぜ賃借権は親子でせやんのかなと

思って。

事務局 新規就農者のこの制度の関係で、新規就農者のメリットがあって、青年等就農資金とか経営所得安定対策とかいろんなメリットがあって、農地を耕作を自分でされていると、そういう新規就農者のメリットが受けられるというところで今回申請されています。

○1番 なら、そういった理由ば言うとよかったです。

事務局 失礼しました。

○1番 そうすると誰も、なんで親子で賃借権設定せんかと思うけん。

事務局 今回、息子さんが新規就農者になられたので。まず、賃貸借と使用貸借というのが、違いが、そこは大丈夫ですか。

○1番 うん。

事務局 大丈夫ですね。

○1番 なんで親子でせなんとかなって俺は思ったけん。

事務局 親子で契約を交わすのはなぜかということで御質問でしょうか。

○1番 うん。

事務局 そこは、新規就農者に今回受け手の息子さんのほうがなられたので、新規就農者の制度で。

○事務局長 子供さんの名前でしたほうがいろいろ補助ば受ける時が受けやすかけん、だけん、子供さんが借りなはって使用権設定ばしてあって話です。

○1番 贈与とか相続とかじやいかんと。

○事務局長 だけん、使用だけんですね。使用だけ、あくまでもまだ発生はしません。もらつたやつとかじやなくて使用するだけだから、とりあえず。

○1番 補助金もらうためにそやんすると。

○事務局長 そういうともあるし、補助金を受けるためにもそうしたほうが……。

○1番 補助金もらうためにな、はい分かった。

○事務局長 農家の扱い手を減らすわけにもいかんけんですね。

○1番 補助金ばもらうためな。

会長 いろいろ意見ありましたが、ほかにないですかね。

なければですね、採決を行います。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1番から番号3番までについては、原案のとおり決定をいたします。

それでは、続きまして、13ページをお願いします。番号4番について審議したいと思います。

この案件は、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買で、熊本県農業公社が所有者の方から農地を買い上げる案件です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。15ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。甲佐町から御船町に国道443号線が走っておりまして、今回の申請地はこちら甲佐大橋から北東へ約200メートルのところに1筆ございます。

説明は以上です。

会長 ただいま事務局から番号4番についての説明があったところです。

それでは、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

質問もないようでございます。

それでは採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号4番については原案のとおり承認をいたします。

それでは、これで本日予定しました議題は全て終了いたしましたので、一旦これで総会は終了して次に入りたいと思います。よろしくお願ひします。

事務局 以上をもちまして第5回定例農業委員会総会を閉会いたします。お世話になりました。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

9 番

10 番